

地域おこし協力隊募集要項（ケーブルテレビカメラマン）

神流町は群馬県の西部に位置する、人口 1,800 人程度が暮らす山間の小さな町です。町の中心には、町名の由来となった関東一の清流「神流川（かんながわ）」が流れ、神流川沿いに集落が点在する静かな山里です。西上州の山々に囲まれた神流町は、その豊富な自然環境を活かし、他とは違う固有の文化や風土を培ってきました。

年間を通しイベントがあり、春には鯉のぼり祭り、夏には神流の涼（川遊びイベント）、秋には神流マウンテンラン&ウォーク（山岳マラソン大会）、冬にはかんなウィンターイルミネーションと観光で訪れる方で賑わいを見せます。

日本で初めて恐竜の足跡が発見された町としても有名な神流町は、恐竜センターという観光施設を中心に恐竜を通しての町おこしも盛んに取り組まれています。

その一方、人口減少も著しく、年々町に活気が無くなってしまっている状況の中、町の観光振興や町民の生きがいとなる事業の展開は必要不可欠であり、町関係機関も積極的に取り組んでいます。

神流町ケーブルテレビでは写真・映像カメラマン及び編集員として活動できる地域おこし協力隊員を募集します。

ふれあいネット神流は平成 18 年の 7 月に開局し、町民に親しまれている地域密着型ケーブルテレビです。町内の観光イベント、地域の小さな祭りやスポーツ大会、防災・防犯啓発等、幅広いテーマを取材し、自主放送番組を制作しています。また、SNS や神流町インターネット放送局(Youtube チャンネル)を活用し、写真や動画での PR 活動も実施していただく予定です。

◆雇用関係の有無 あり

◆業務概要

【神流町の情報収集及び発信に関する業務】

- ・地域情報の動画・写真撮影及び編集に関すること。
- ・町ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等利用した地域情報の発信に関すること。
- ・その他ケーブルテレビに関する業務

◆募集対象

(1) 要件（以下の内容を満たしていること）

ア 神流町が好き、または神流町に魅力を感じている者

イ 年齢が 2019 年 4 月 1 日現在で 20 歳以上 50 歳未満の者(但し、業務遂行上有益な経験・知識・資格等があり、必要と認めた場合はこの限りではない)

ウ 性別・学歴は不問

- エ 任務に積極的かつ誠実に従事し、業務に対し意欲的に取り組むことのできる者
- オ 地域特性や風習を尊重し、積極的な行事等への参加や地域住民と意思疎通が図れる者
- カ 土日及び祝日、夜間等の不規則な行事や勤務に対応できる者
- キ 心身ともに健康で意欲的に活動できる者
- ク 普通自動車免許（AT 限定可。MT 免許取得者は尚良し）を保有している者
- ケ パソコンの基礎操作(ワード、エクセル、パワーポイントなど)及びインターネット、SNS等の知識を有し活用出来る者
- コ 3大都市圏の都市地域または地方都市（条件不利地域以外）に居住しているか、これまで同一地域で地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ解雇から1年以内の者で、町長から委託を受けた後、神流町内に住民票を異動して生活が出来る者
- サ 最長で3年間の活動期間終了後も神流町に定住し起業、就業しようとする意欲のある者
- シ 神流町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる者
- ス 地方公務員法第16条の欠陥事項に該当しない者

※ビデオカメラでの撮影、編集業務について経験は問いません。

◆募集人数

町ケーブルテレビ局での情報発信に関する活動 1名

◆勤務地

神流町内全域（町外での活動もあり）

◆勤務時間

(1) 勤務日数は、原則 21 日間/月（時間外勤務含む）とします。

(2) 勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までのうち 7 時間 45 分とします。（深夜早朝、休日、時間外勤務手当等あり）

※深夜早朝勤務については年に数回程度、休日出勤については月 5 日程度（土日のイベント撮影が主な活動なので短時間勤務の場合が多いです）、時間外手当または平日に代休取得のどちらか選択可。

◆雇用形態・期間

(1) 町長が神流町地域おこし協力隊設置要綱に基づき隊員として委託します。

(2) 期間は 2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までとします。ただし、6 か月毎に更新が可能で、最長 2022 年 3 月 31 日まで(3年間)とします。

◆給与・賃金等 時給 1,033 円 +通勤手当あり

◆待遇・福利厚生

(1) 社会保障等(雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険)に加入します(掛け金負担があります)。なお、契約期間が連続して 12 か月を超える場合は、1 か月社会保険から離脱します。

(2) 隊員は原則として町が用意した町内の住宅に居住していただきます。

(3) 引っ越し費用や家賃、水光熱等生活に必要な費用は隊員負担となります。※条件によっては家賃補助あり

(4) 活動に必要な移動等には公用車の使用が可能です(通勤や私用には使用できません)。

(5) その他、活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。

◆申込受付期間

(1) 申込受付期間

2019年2月18日(月) ~ 2月28日(木)まで

※履歴書を郵送頂く際は、2月28日(木)必着。

※委嘱日は2019年4月1日以降。相談可。

◆審査方法

(1)第1次選考 書類審査

履歴書(市販のもの)を郵送、又は持参により受付期間内に提出ください。

募集期間終了後概ね1週間後までに合否の通知を差し上げます。

(2)第2次選考 面接審査

第1次選考合格者を対象に行います。詳細な日時は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

◆応募・お問合せ先

〒370-1592

群馬県多野郡神流町大字万場 90-6

神流町役場 総務課 広報情報係

TEL : 0274-57-2111

URL : <http://town.kanna.gunma.jp/>

E-mail: fureai@town.kanna.gunma.jp

◆参考 URL

神流町役場公式 HP <http://town.kanna.gunma.jp/>